

笠間市告示第 256 号

令和 5 年第 2 回笠間市議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 5 年 5 月 24 日

笠間市長 山 口 伸 樹

1 期 日 令和 5 年 5 月 31 日 (水)

2 場 所 笠間市議会議場

令和5年第2回笠間市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
5月31日	水	本会議	開会、会議録署名議員の指名 会期の決定 請願・陳情（付託） 議案上程・提案理由の説明 質疑・討論・採決（議案の一部） 〔一般質問通告締切（午前中）〕 〔議案質疑通告締切（午後5時）〕
6月1日	木	休 会	議案調査
6月2日	金	本会議	会議録署名議員の指名 議案質疑・委員会付託 〔議会運営委員会〕
6月3日	土	休 会	
6月4日	日	休 会	
6月5日	月	休 会	常任委員会（総務産業）
6月6日	火	休 会	常任委員会（教育福祉）
6月7日	水	休 会	常任委員会（建設土木）
6月8日	木	休 会	議事整理
6月9日	金	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
6月10日	土	休 会	
6月11日	日	休 会	
6月12日	月	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
6月13日	火	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問 〔討論通告締切（午前中）〕
6月14日	水	休 会	議事整理
6月15日	木	本会議	会議録署名議員の指名 各委員会委員長報告 質疑・討論・採決 閉会 〔全員協議会〕

令和5年第2回
笠間市議会定例会会議録 第1号

令和5年5月31日 午前10時00分開会

出席議員

議長	22番	大関久義君
副議長	8番	内桶克之君
	1番	長谷川愛子君
	2番	酒井正輝君
	3番	河原井信之君
	4番	鈴木宏治君
	5番	川村和夫君
	6番	坂本奈央子君
	7番	安見貴志君
	9番	田村幸子君
	10番	益子康子君
	11番	林田美代子君
	12番	田村泰之君
	13番	村上寿之君
	14番	石井栄君
	15番	畑岡洋二君
	16番	飯田正憲君
	17番	西山猛君
	18番	石松俊雄君
	19番	大貫千尋君
	20番	小藪江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

なし

出席説明者

市	長	山口伸樹君
副	市	長 近藤慶一君

教 育 長	小 沼 公 道 君
市 長 公 室 長	金 木 雄 治 君
政 策 企 画 部 長	北 野 高 史 君
総 務 部 長	後 藤 弘 樹 君
環 境 推 進 部 長	小 里 貴 樹 君
保 健 福 祉 部 長	下 条 かをる 君
福 祉 事 務 所 長	堀 内 信 彦 君
産 業 経 済 部 長	礪 山 浩 行 君
都 市 建 設 部 長	関 根 主 税 君
上 下 水 道 部 長	友 部 邦 男 君
市 立 病 院 事 務 局 長	木 村 成 治 君
教 育 部 長	堀 江 正 勝 君
消 防 次 長	谷 口 哲 也 君
笠 間 支 所 長	根 本 薫 君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	西 山 浩 太
議 会 事 務 局 次 長	堀 内 恵 美 子
次 長 補 佐	鶴 田 貴 子
係 長	神 長 利 久
係 長	上 馬 健 介

議 事 日 程 第 1 号

令和5年5月31日（水曜日）

午 前 10 時 開 議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 議案第47号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 日程第6 議案第48号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第49号 笠間市ふるさとづくり寄附条例の一部を改正する条例について
- 議案第50号 笠間市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例について

- 日程第 8 議案第51号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第52号 笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第53号 笠間芸術の森公園スケートパーク管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第54号 市道路線の廃止及び認定について
- 日程第12 議案第55号 動産購入契約の締結について
- 日程第13 議案第56号 令和 5 年度笠間市一般会計補正予算（第 3 号）
議案第57号 令和 5 年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
議案第58号 令和 5 年度笠間市立病院事業会計補正予算（第 1 号）

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 請願・陳情について
- 日程第 5 議案第47号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 日程第 6 議案第48号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第49号 笠間市ふるさとづくり寄附条例の一部を改正する条例について
議案第50号 笠間市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例について
- 日程第 8 議案第51号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第52号 笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第53号 笠間芸術の森公園スケートパーク管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第54号 市道路線の廃止及び認定について
- 日程第12 議案第55号 動産購入契約の締結について
- 日程第13 議案第56号 令和 5 年度笠間市一般会計補正予算（第 3 号）
議案第57号 令和 5 年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
議案第58号 令和 5 年度笠間市立病院事業会計補正予算（第 1 号）

午前 10 時 00 分開会

開会の宣告

○議長（大関久義君） 皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第2回笠間市議会定例会を開会いたします。

なお、今期定例会における新型コロナウイルス感染症防止対策としましては、感染症法上の取扱いが5類に変更となったことを踏まえ、自主的な体温測定及び手指消毒以外はコロナ禍前の従前に戻しますので、よろしく願いいたします。

また、本日、写真撮影の申出があり、撮影の許可をしましたことを申し添えます。

本日の会議に、地方自治法第121条の第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は資料のとおりであります。また、本日の会議に出席を求めた執行部の島田岩間支所長は、地方自治法第121条ただし書の規定により、欠席しておりますことを申し添えます。

市長挨拶

○議長（大関久義君） ここで市長から発言を求められておりますので、許可いたします。
市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 令和5年第2回笠間市議会定例会の開催に当たりまして、御挨拶を申し上げます。議員各位には公私ともに御多忙のところを御参集をいただき、お礼を申し上げます。と思っております。

初めに、地方を取り巻く情勢についてでございます。

先月26日に国立社会保障・人口問題研究所が発表した日本の将来人口推計によりますと、日本総人口は、2020年国勢調査による1億2,615万人が、50年後の2070年には約7割の8,700万人に減少するとされております。また、65歳以上の人口の割合（高齢化率）は、2020年の28.6%から、2070年には総人口の約4割の38.7%へ上昇すると予測されたところでございます。

今後、日本全体の人口減少は、避けられない状況にあります。

市といたしましては、人口減少社会においても市民が豊かに安心して暮らせるよう、未来に向けた基礎づくりとして、子育て支援等の少子化対策をはじめデジタルトランスフォーメーションや地域脱炭素化、さらには人材確保も含めた地域産業の振興を推進し、人口減少を見据えた取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、茨城県の動向等についてでございます。

今月26日に経済産業省が発表した製造業等を対象とした2022年工場立地動向調査において、茨城県は、県外企業立地件数及び立地面積がともに全国1位、立地件数では全国2位となるなど、いずれも全国トップクラスの結果となっております。また、立地地域の傾向としては、これまで同様、圏央道沿線である県南・県西地域に多くの企業立地があったほか、県北・県央地域においても半導体関連企業の集積につながる立地がありました。

こうした中、本市の茨城中央工業団地（笠間地区）においても、団地隣接地も含め、これまで11社の進出があり、うち8社が操業を開始しており、令和5年度中には全ての企業で操業が開始される予定でございます。引き続き、北側約30ヘクタールの用地について、県と連携した企業誘致活動を進め、新たな雇用を生み出すとともに、地域産業の活性化を図ってまいります。

さて、令和5年度がスタートして、本日で2か月が経過いたします。

市では、今年度、「子育て支援」と「女性活躍支援」そして「台湾交流・深化」の三つの重点課題を柱に、農業や観光の地域産業に対する振興策の実施、さらには県と連携した企業誘致活動も含め、各種施策をスピード感をもって着実に推進してまいります。

また、先の令和5年第2回臨時会におきまして議決をいただきました、物価高騰等の影響を受ける低所得の子育て世帯や低所得世帯に対する国の給付制度等への迅速な対応、さらには国の臨時交付金を活用した、市独自による生活者と事業者への物価高騰対策等の支援策につきましても、事業周知をしっかりと行いながら、早期に進めてまいります。

今般、長期にわたるコロナ対策が、今月8日の5類移行をもって大きく転換されたところであります。市では、窓口や面談など一定の場面でのマスク着用は推奨しつつも、公共施設における定員制限やソーシャルディスタンスの撤廃、非接触式体温計の撤去等を行ったところでございます。

こうした中、市内の状況を見ますと、先月21日と今月6日の国際クルーズ船の常陸那珂港への寄港に伴う市内インバウンドツアーや、先月23日より公開を開始した笠間コンシェルジュによるガイド付きの大日堂拝観、さらには市が把握している中でも、昨年11月から今月29日までに台湾から9団体、約240名の方が本市を訪れており、観光や飲食を中心に人流が活発化してきたところでございます。市としましては、こうしたコロナ禍後の観光需要等の高まりを的確に捉えながら、地域の観光関連産業の活性化につなげるため、さらなる観光客の誘致に取り組んでまいります。

一方、引き続きの感染対策として、重症化・発症を予防し、市民の安心・安全な暮らしを守るため、現在実施している新型コロナワクチンの令和5年春開始接種を円滑に進めるとともに、今後予定する秋開始接種に向けて、市医師会等と連携・協力しながら市内の接種体制をしっかりと確保してまいります。

次に、職員の懲戒処分等についてでございます。

去る4月1日に行われた消防団の歓迎会の終了後、消防職員が分団長と口論となり、トラブルに発展するという事案が発生いたしました。これを受け、市では、今月5月1日付で対象の消防職員を戒告処分とし、また、監督すべき立場にあった上司2名についても訓告処分といたしました。

また、保健福祉部所管の国庫補助金につきまして、職員が返還事務を失念したことで、延滞金4万4,919円の支払いが生じるといった事案が発生いたしました。今回生じた損害賠償額について、今月22日に専決処分により決定するとともに、対象職員につきましては昨日30日付で処分をいたしました。

さらに、総務部所管の固定資産税償却資産につきまして、今月26日に内部での確認により、1事業者において536万4,500円を過大に課税・徴収していたことが判明いたしました。本税額については、既に全額が納付されており、相手方に対し謝罪と説明を行い、昨日30日に還付金の536万4,500円及び還付加算金3,300円を振込によりお返ししたところでございます。この件については、原因等の詳細を調査中でありますので、その結果を踏まえて対応をしてまいりたいと思います。

これらの事案につきましては、市民の皆様の信頼を損なうことになりましたことについては、おわびを申し上げる次第であります。今後、これらの事案発生を真摯に受け止め、再発防止策の着実な実行と適正な事務処理に努め、信頼回復に取り組んでまいりたいと思います。

次に、提出議案等について御説明を申し上げます。

今回の提出議案は、法令等に基づく報告事項のほか、笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて及び条例の改廃、市道路線の廃止及び認定、動産購入契約の締結、さらには令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）をはじめとする予算の補正に関するものなど、報告1件、議案12件であります。

これらの議案のうち、令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）についてであります。今回の補正予算につきましては、市政運営上の諸課題に対し早急かつ的確に対応するため、必要な新たな事業について予算措置を講じることといたしました。

歳出の主なものについて申し上げます。

まず、台湾5周年記念レセプション事業についてでございます。

市台湾交流事務所開所から節目となる5周年を迎えるに当たり、本年11月24日にホテルメトロポリタンプレミア台北において、「台湾5周年記念レセプション」を開催いたします。レセプションにおいては、市側から市議会及び市民、関係団体等代表等約60名、台湾側からこれまでの交流において関係を構築してきた観光や農業等の関係機関、自治体代表、さらには経済団体の代表等を招待し、約100名程度の式典を執り行います。また、レセプションに合わせて市内の各中学校から生徒12名が台湾を訪問し、現地の中学生との交流や大学の視察及び大学生との交流等を深めていく予定でございます。レセプションの開催を

機に、観光分野での交流から農業、教育、スポーツ分野へと交流の拡大を進めてまいりたいと考えております。

次に、公共交通実証実験事業についてでございます。

現在、市では、公共交通網の再編に向けた検討を進めております。昨年度末、岩間地区における交通需要の調査として、岩間駅西口発、道の駅かさま経由、友部駅北口着をルートに実証運行を実施いたしました。これらの結果を踏まえながら、今般、新たに、岩間地区と友部地区の商業施設や病院等を結ぶルートを中心に、バス等を用いた約2か月間の有料による運行実験を実施いたします。

次に、地場農産物振興拡大事業についてでございます。

市では現在、「笠間の栗」のブランド化に取り組んでおります。今後、産地の維持・拡大を目指す上で、栗農家の作業効率の向上が重要な課題となっている中、作業労力の軽減や収量の増加、そして農家所得の向上へとつなげていくため、栗収穫機等の導入に係る経費の一部を補助いたします。

次に、豚ブランド推進事業についてでございます。

笠間市安居地内に立地する東大附属牧場では、豚に栗を給与させる研究が進められてきました。こうした中、市では東大附属牧場と連携し、商品にならず廃棄されてしまう「笠間の栗」の有効活用による新たな価値の創出と、「笠間の栗」を給与する「豚」のブランド化に向けて、新商品開発や付加価値向上に取り組んでまいります。

次に、歳入についてでございますが、出産・子育て応援交付金や社会資本整備総合交付金などの歳出補正関連の国・県支出金や市債などを補正するものでございます。その結果、今回の補正予算額は、歳入歳出1億9,325万円となり、補正後の一般会計補正予算総額は342億197万4,000円となります。

後ほど詳細について御説明申し上げますので、慎重なる審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

午前10時17分開議

開議の宣告

○議長（大関久義君） 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（大関久義君） 日程について御報告申し上げます。

本日の日程につきましては、議事日程第1号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（大関久義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、9番田村幸子君、10番益子康子君を指名いたします。

会期の決定について

○議長（大関久義君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期等につきましては、去る5月24日に議会運営委員会を開催し、御審議をいただいております。

ここで、議会運営委員会委員長から御報告願います。

委員長西山 猛君。

〔議会運営委員長 西山 猛君登壇〕

○議会運営委員長（西山 猛君） 議会運営委員会から会議の報告をいたします。

当委員会は、去る5月24日、令和5年第2回笠間市議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。

会期につきましては、資料のとおり、5月31日から6月15日までの16日間といたします。

初日の5月31日は、会期の決定、議案の説明を受けた後、議案の一部につきまして質疑、討論、採決を行います。

なお、一般質問の通告締切りは本日の午前中までとし、議案質疑の通告締切りは本日の午後5時までとさせていただきます。

6月1日は、議案調査のため休会といたします。

2日は、議案に対する質疑を行い、所管の委員会に付託いたします。

5日、6日、7日は、付託されました議案の審査のため常任委員会を開催いたします。

8日は、議事整理のため休会といたします。

一般質問につきましては、9日及び12日、13日の3日間で行います。

なお、討論通告の締切りは、13日の午前中までとさせていただきます。

14日は、議事整理のため休会といたします。

最終日の15日は、各常任委員会に付託されました議案等の審査結果を各委員長から報告を受けた後、質疑、討論、採決を行い、終了となります。

以上、会期日程等について御報告をいたします。

○議長（大関久義君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から6月15日までの16日間としたいと

思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から6月15日までの16日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、ただいま委員長から報告がありましたように、会期日程表のとおりでありますので、御了承を願います。

諸般の報告について

○議長（大関久義君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

市長から令和4年度笠間市一般会計継続費通次繰越について、ほか12件の法令等に基づく報告事項として提出されました。これについては、資料をもって報告に代えることを御了承願います。

請願・陳情について

○議長（大関久義君） 日程第4、請願・陳情についてを議題といたします。

今期定例会に提出されました請願・陳情につきましては、文書表を付してその写しを配信しております。この件につきましては、請願・陳情文書表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

議案第47号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

○議長（大関久義君） 日程第5、議案第47号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第47号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市教育委員会委員の吉崎静夫氏が令和5年6月23日をもって任期満了となることに伴い、同氏を再任したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 討論を終わります。

これより、議案第47号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

議案第48号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（大関久義君） 日程第6、議案第48号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第48号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、人事院規則の改正に準じて、職員の特殊勤務手当の特例を廃止するため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（大関久義君） 市長公室長金木雄治君。

〔市長公室長 金木雄治君登壇〕

○市長公室長（金木雄治君） 議案第48号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

特殊勤務手当の一つである感染症防疫等作業手当については、職員が新型コロナウイルス

ス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事したときに支給する手当となります。当該手当は、特殊勤務手当の特例措置として令和2年5月に施行したものでございますが、令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類から5類に変更されたことに伴いまして、国、県において特例措置を廃止することから、本市においても同様に廃止するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表にて御説明いたします。

3ページ及び4ページを御覧ください。

附則第2項の前の見出し及び同項から附則第4項までを削除し、併せて、附則第1項の見出し及び項番号を削除いたします。

2ページにお戻りください。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するをいたしております。

以上で議案第48号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第49号 笠間市ふるさとづくり寄附条例の一部を改正する条例について

議案第50号 笠間市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例について

○議長（大関久義君） 日程第7、議案第49号 笠間市ふるさとづくり寄附条例の一部を改正する条例について及び議案第50号 笠間市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例についての2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第49号 笠間市ふるさとづくり寄附条例の一部を改正する条例について及び議案第50号 笠間市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例について、関連しておりますので一括して提案理由を申し上げます。

これらの議案は、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の位置づけの移行を受け、所要の改正及び廃止をするものであります。

内容につきましては、総務部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

〔総務部長 後藤弘樹君登壇〕

○総務部長（後藤弘樹君） 議案第49号 笠間市ふるさとづくり寄附条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症へと位置づけが変更されたことを受けまして、ふるさとづくり寄附金をお申込みいただく際の用途指定に係る事業

区分から、感染症対策事業を外す改正を行うものでございます。

新旧対照表により御説明申し上げます。

3 ページを御覧ください。

第2条に、本条例の目的を具体化するための事業につきまして、第4号の感染症対策事業の規定を削除し、第5号を1号繰り上げるものです。

2 ページにお戻りください。

附則におきまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で議案第49号 笠間市ふるさとづくり寄附条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。

続きまして、議案第50号 笠間市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例について御説明を申し上げます。

2 ページを御覧ください。

本案は、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症へと位置づけが変更されたことを受けまして、新型コロナウイルス感染症対策支援を目的に設置した当該基金を廃止するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第50号 笠間市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例についての説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第51号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（大関久義君） 日程第8、議案第51号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第51号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法施行令等の一部改正等に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、保健福祉部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

〔保健福祉部長 下条かをる君登壇〕

○保健福祉部長（下条かをる君） 議案第51号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、地方税法施行令等の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引上げと低所得世帯に対する軽減措置に係る所得判定基準の改正を行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。

3 ページを御覧願います。

第3条第3項の後期高齢者支援金等課税額について、ただし書の課税限度額20万円を、22万円に改めるものでございます。また、第19条の国民健康保険税の減額につきましても、後期高齢者支援金等課税の限度額20万円を、22万円に改めるものでございます。

次に、4 ページを御覧願います。

第19条第2号の国民健康保険税の減額について、28万5,000円を29万円に、同条第3号の52万円を53万5,000円に改めるものでございます。

最後に、2 ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、条例の規定は令和5年4月1日から適用するものでございます。

以上で議案第51号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第52号 笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（大関久義君） 日程第9、議案第52号 笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第52号 笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、太陽光発電設備設置事業に起因する災害予防の強化及び地域への協議促進を図ることを目的とし、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、都市建設部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

〔都市建設部長 関根主税君登壇〕

○都市建設部長（関根主税君） 議案第52号 笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、太陽光発電設備設置事業に起因する災害予防の強化及び地域への協議促進を図ることを目的とし、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。

3 ページを御覧ください。

第2条第1号は、国の法令改正に伴い、引用部分の条項を改めるものであります。

第4条第4項におきましては、災害の未然防止に必要な措置について、事業者の責務として加えるものであります。

続いて、第7条では、条例の適用を受ける事業面積の事業面積規模を変更し、3,000平方メートル以上と改めるものでございます。

2 ページにお戻りいただき、附則といたしまして、この条例は令和5年10月1日から施行することとしております。

以上で議案第52号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第53号 笠間芸術の森公園スケートパーク管理条例の一部を改正する条例について

○議長（大関久義君） 日程第10、議案第53号 笠間芸術の森公園スケートパーク管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第53号 笠間芸術の森公園スケートパーク管理条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間芸術の森公園スケートパークに休憩施設を設置することに伴い、使用料を定めるため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、都市建設部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

〔都市建設部長 関根主税君登壇〕

○都市建設部長（関根主税君） 議案第53号 笠間芸術の森公園スケートパーク管理条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、笠間芸術の森公園スケートパークに休憩施設を設置することに伴い、使用料を定めるため、所要の改正をするものでございます。

内容につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。

4 ページを御覧ください。

第5条第1項で定める有料公園施設に、休憩施設を追加するものでございます。

続いて、5 ページをお開きください。

別表において、休憩施設の占用使用料を定めるとともに、6 ページの備考において、個

人使用を妨げることがないように考慮し、第5項を加えております。

7ページをお開きください。

休憩施設の個人使用料を定めるとともに、備考第3項において、未就学児は無料と定めております。

3ページにお戻りください。

附則といたしまして、第1項において、施行期日は規則で定めることとしております。第2項では、条例施行前の準備行為について定めております。

以上で議案第53号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第54号 市道路線の廃止及び認定について

○議長（大関久義君） 日程第11、議案第54号 市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第54号 市道路線の廃止及び認定についての提案理由を申し上げます。

本案は、経営体育成基盤整備事業、笠間大淵地区に伴う路線の廃止及び認定並びに開発行為に伴う路線の認定をするものであります。

内容につきましては、都市建設部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

〔都市建設部長 関根主税君登壇〕

○都市建設部長（関根主税君） 議案第54号 市道路線の廃止及び認定について御説明申し上げます。

今回の市道路線の廃止及び認定につきましては、廃止する路線6路線、認定する路線14路線をお諮りするものでございます。内容につきましては、2ページに一覧表を載せてございますので、御覧いただきたいと思っております。この一覧表には、廃止及び認定する路線の路線名と、それぞれの起点、終点、延長、幅員等を記載してございます。

続きまして、3ページを御覧ください。

廃止及び認定する路線全体の位置図でございます。

それでは、詳細につきまして御説明申し上げます。

4ページが位置図、5ページが詳細図でございます。

経営体育成基盤整備事業、笠間大淵地区に伴い、路線の廃止及び認定をするものでござ

います。

続きまして、6ページを御覧ください。

こちらにも経営体育成基盤整備事業、笠間大淵地区に伴い、路線の廃止をするものがございます。

続きまして、7ページを御覧ください。

こちらにも経営体育成基盤整備事業、笠間大淵地区に伴い、路線の廃止及び認定をするものがございます。

続きまして、8ページと9ページを御覧ください。

平町地内で、民間事業者の開発行為に伴い、路線の認定をするものがございます。

続きまして、10ページと11ページを御覧ください。

美原2丁目地内で、民間事業者の開発行為に伴い、路線の認定をするものがございます。

続きまして、12ページと13ページを御覧ください。

旭町地内で、民間事業者の開発行為に伴い、路線の認定をするものがございます。

続きまして、14ページと15ページを御覧ください。

美原3丁目地内で、民間事業者の開発行為に伴い、路線の認定をするものがございます。

続きまして、16ページと17ページを御覧ください。

大田町地内で、民間事業者の開発行為に伴い、路線の認定をするものがございます。

続きまして、18ページと19ページを御覧ください。

こちらにも平町地内で民間事業者の開発行為に伴い、路線の認定をするものがございます。

以上で議案第54号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第55号 動産購入契約の締結について

○議長（大関久義君） 日程第12、議案第55号 動産購入契約の締結についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第55号 動産購入契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本案は、予定価格が、笠間市議会の議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条に規定する額を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、消防次長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（大関久義君） 消防次長谷口哲也君。

〔消防次長 谷口哲也君登壇〕

○消防次長（谷口哲也君） 議案第55号 動産購入契約の締結について御説明申し上げます。

契約の目的でございますが、年数の経過により、機器性能や安全性の低下が危惧される状態であるため、友部消防署配備の救助工作車を更新する動産購入契約でございます。

契約の方法でございますが、指名競争入札で契約金1億5,400万円、うち消費税1,400万円でございます。

契約の相手方でございますが、東京都港区芝5丁目36番7号三田ベルジュビル19階、株式会社モリタ東京支店、支店長山北忠司で、5月22日に仮契約を締結したところであります。

以上で議案第55号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第56号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）

議案第57号 令和5年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第58号 令和5年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（大関久義君） 日程第13、議案第56号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）から議案第58号 令和5年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）の3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第56号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）から議案第58号 令和5年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）までの提案理由を申し上げます。

これらの議案は、一般会計をはじめ3会計について補正予算を編成し、上程するものがあります。

内容につきましては、各担当部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

〔総務部長 後藤弘樹君登壇〕

○総務部長（後藤弘樹君） 議案第56号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,325万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ342億197万4,000円とするものでございます。

5ページを御覧ください。

第2表、債務負担行為補正でございます。

令和6年度からの地域交流センターともべの指定管理料につきまして、本年度中に契約事務を進める必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

6ページを御覧ください。

第3表、地方債補正でございます。

1、変更は、市道整備事業債（幹線道路整備事業）をはじめ6件につきまして、国庫補助金の内示に伴い、起債限度額を変更するものでございます。

次に、歳入歳出予算の主なものにつきまして、事項別明細書にて御説明いたします。

10ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金1,466万8,000円の増は、妊娠時から出産、子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援の財源として、出産・子育て応援交付金を計上するものでございます。

4目土木費国庫補助金398万5,000円の増は、道路橋りょう費などに関する補助金の内示に伴うものでございます。

11ページを御覧ください。

第19款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金5,281万1,000円の増は、今回の補正予算の財源調整のために繰入れをするものでございます。

5目福田地区地域振興整備基金繰入金1,000万円の増は、福田地区の地域振興のために繰入れをするものでございます。

第21款諸収入、第4項雑入、5目雑入1,025万6,000円の増は、次の12ページを御覧ください。笠間陶芸の里ハーフマラソン大会事業や台湾スナッグゴルフ交流事業の財源として、スポーツ振興くじ助成金626万1,000円が主なものでございます。

続きまして、歳出でございます。

13ページを御覧ください。

第2款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費757万3,000円の増は、12節委託料に、笠間台湾交流事務所が開設5周年を迎えることを記念し、記念レセプションの委託料352万3,000円の増額が主なものでございます。

14ページを御覧ください。

第3款民生費、第1項社会福祉費、1目社会福祉総務費4,016万4,000円の増は、22節償還金利子及び割引料に、令和4年度子育て世代等臨時特別支援事業の国庫補助金返納金

4,016万4,000円を計上するものでございます。

15ページを御覧ください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、3目母子衛生費2,213万8,000円の増は、18節負担金補助及び交付金に、全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産、育児ができるよう、伴走型相談支援と一体的に実施する経済的支援といたしまして、妊婦1人につき5万円、出産後子ども1人につき5万円を給付する出産・子育て応援補助金2,160万円を主なものとして計上するものでございます。

第2項清掃費、4目エコフロンティアかさま対策費1,000万円の増は、18節負担金補助及び交付金に福田地区地域振興整備補助金を計上し、地区内に拠点を持つ茨城県民球団、茨城アストロプラネッツを支援するものでございます。

16ページを御覧ください。

第7款土木費、第2項道路橋りょう費、4目幹線道路整備費1億1,458万円の増は、14節工事請負費に、国庫補助金の内示に伴い、来栖本戸線の新設改良工事費1億970万円の増が主なものでございます。

以上で令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

〔保健福祉部長 下条かをる君登壇〕

○保健福祉部長（下条かをる君） 議案第57号 令和5年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

1ページを御覧願います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ75億2,630万円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

6ページをお開き願います。

歳入でございますが、4款県支出金、1項県負担金補助金、1目保険給付費等交付金につきましては、一般被保険者高額介護合算療養費に関わる普通交付金30万円を増額するものでございます。

次に、7ページをお開き願います。

歳出でございますが、2款保険給付費、2項高額療養諸費、2目一般被保険者高額介護合算療養費につきましては、給付見込額の増加により、30万円を増額するものでございます。

以上で議案第57号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 市立病院事務局長木村成治君。

〔市立病院事務局長 木村成治君登壇〕

○市立病院事務局長（木村成治君） 議案第58号 令和5年度笠間市立病院事業会計補正

予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

第2条収益的支出の予定額の補正でございます。支出の第1款病院事業費用の総額から119万円を減額し、総額を9億9,983万8,000円とするものでございます。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費でございます。内容につきまして、補正予算に関する明細書にて御説明いたします。

8 ページを御覧ください。

収益的支出でございます。

第1款病院事業費用、第1項医療費用、1目給与費、2節手当119万円の減は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類へ変更となったことに伴い、新型コロナウイルス感染症対策業務に係る感染症防疫等作業手当の特例が廃止されることから、特殊勤務手当を減額するものです。

以上で議案第58号の説明を終わります。

散会の宣告

○議長（大関久義君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、6月2日午前10時に開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時55分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 大 関 久 義

署 名 議 員 田 村 幸 子

署 名 議 員 益 子 康 子